

水産政策策定審議会云議事規則

(召集)

第一条 水産政策審議会（以下「審議会」という。）は会長が召集する。

2 審議会を召集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに審議会の日時及び場所を各委員に通知しなければならない。

(議長)

第二条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(会議)

第三条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第四条 審議会の会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けるものとする。

(職員の出席)

第五条 会長は、必要があると認めるときは、関係の職員を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第六条 審議会の会議は公開とする。ただし、審議会が必要と認めた場合には非公開とすることができる。

(議題)

第七条 審議会の会議においては、あらかじめ通知した事項に限って議決することができる。ただし、審議会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

(答申書の作成等)

第八条 会長は、審議会が諮問事項につき調査審議を終わったときは、答申書を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。審議会が農林水産大臣に建議するときもまた同じ。

(議事録)

第九条 会長は、次の事項を記載した審議会の議事録を作成するものとする。

- 一 開会、閉会の年月日・時刻
- 二 出席した委員の氏名
- 三 諮問事項
- 四 議事
- 五 議決の数
- 六 報告書
- 七 答申書
- 八 その他重要な事項

2 議事録は、農林水産省に設けられる文書窓口において縦覧に供するものとする。

3 会長は、前項の規定にかかわらず、審議会の円滑な運営を図るため必要がある場合には、同項の議事録のほか、議事要旨を作成し、審議会の議決を経て、同項の議事録に代えて縦覧に供することができる。

(分科会)

第十条 水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）第五条第一項に規定する資源管理分科会及び漁港漁場分科会の所掌事務のうち、次の表の上欄に掲げる分科会の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。

名称	所掌事項
資源管理分科会	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第三百三号）（第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定により審議会の権限に属させられた事項
漁港漁場分科会	漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項

2 分科会は、その調査審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(部会)

第十一条 審議会に企画部会を置く。

2 企画部会は、水産基本法（平成十三年法律第八十九号）第十条第三項及び第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第二条第六項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項に関し調査審議するものとする。

3 前項に規定する企画部会の所掌事務のうち、水産基本法第十条第三項、沿岸漁場整備開発法、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法、持続的養殖生産確保法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第二条第六項及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項については、当該部会の議決をもって審議会の議決とする。

4 分科会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

5 部会は、その調査審議の結果を審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。）に報告しなければならない。

(特別委員)

第十二条 特別委員に調査させるべき事項は、特別委員ごとに会長が定める。

2 特別委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

(規則の改正)

第十三条 この規則の改正は、審議会の議決をもって行う。

(雑則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(準用規定)

第十五条 分科会及び部会については、第一条から第七条まで、第九条、第十二条第二項及び第十四条の規定を準用する。

この場合において、第一条、第二条、第五条、第九条第一項及び第三項、第十二条第二項並びに第十四条中「会長」とあるのは、分科会にあつては「分科会長」と、部会にあつては「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、平成十三年七月十一日から施行する。

2 平成十四年三月三十一日までの間、第十一条第一項に定めるもののほか、審議会に漁港漁場整備部会を置くものとする。

3 漁港漁場整備部会は、漁港法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十二号）附則第二条及び第三条の規定により、同法の施行前に策定することができるとされた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針及び漁港漁場整備事業に関する長期の計画に関し調査審議するものとする。

4 前項の所掌事務については、漁港漁場整備部会の議決をもって審議会の議決とする。

5 漁港漁場整備部会については、第一条から第七条まで、第九条、第十二条第二項及び第十四条の規定を準用する。

この場合において、第一条、第二条、第五条、第九条第一項及び第三項、第十二条第二項並びに第十四条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十年七月三十一日から施行する。

附 則

この規則は、水産政策審議会議事規則第十三条の規定による水産政策審議会の議決があつたときから施行する。ただし、第十条の改正規定は、平成二十六年十一月一日から施行する。

附 則

この規則は、水産政策審議会議事規則第十三条の規定による水産政策審議会の議決があつたときから施行する。ただし、同規則第十一条の改正に係る規定は、特定水産動植物等の国内流通の適性化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

附 則

この規則は、水産政策審議会議事規則第十三条の規定による水産政策審議会の議決があつたときから施行する。ただし、同規則第六条及び第十条の改正に係る規定は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行の日から施行する。